社会福祉法人

諫早市手をつなぐ育成会　定款

【　令和　７　年　５　月　７　日　施行　】

社会福祉法人

諫早市手をつなぐ育成会

第１章　総 則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

（ア）　障害福祉サービス事業の経営

（イ）　障害児通所支援事業の経営

（ウ）　特定相談支援事業の経営

（エ）　障害児相談支援事業の経営

（オ）　放課後児童健全育成事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人諫早市手をつなぐ育成会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援が必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を長崎県諫早市小船越町 554 番地 2 に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第 40 条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が五万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　事業計画及び収支予算
(10)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11)　公益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第14条　評議員会に議長を置く。議長はその都度選任する。

（決議）

第15条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員（現在数）の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第４章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ６名以上８名以内

(2) 監事 ２名

２ 理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３ 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２ 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第 19 条　社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2　社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第22条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3　理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第24条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第25条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第26条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第27条　運営協議会の委員は１０名以内とする。

（運営協議会の委員の選任）
第28条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
(1)　地域の代表者
(2)　利用者又は利用者の家族の代表者
(3)　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）
第29条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）
第30条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第31条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　理事会

（構成）

第32条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第33条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　相談役

（相談役）

第 37 条　この法人に相談役若干名を置くことができる。

２ 相談役は、次の職務を行う。

(1)　理事長の相談に応じること。
(2)　理事長から諮問された事項について参考意見を述べること。
3　相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
4　相談役の報酬は、無償とする。
5　相談役の任期については、役員の任期に準ずる。

第８章　資産及び会計

（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の３種とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1)　現金百万円
(2)　長崎県諫早市小船越町 554 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建つくし学園園舎 一棟（594 平方メートル）
(3)　長崎県諫早市小船越町 554 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建作業棟 一棟（237.44 平方メートル）
(4)　長崎県諫早市森山町唐比北字山王下 779 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建つくしの里 一棟（408.54 平方メートル）
(5)　長崎県諫早市森山町唐比北字山王下（地番 779 番）宅地（1830.38 平方メートル）
(6)　長崎県諫早市小船越町 554 番 7 所在の共同生活援助施設敷地（1138.38 平方メートル）
(7)　長崎県諫早市小船越町 554 番地 7 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建共同生活援助施設 一棟（262.64 平方メートル）
(8)　長崎県諫早市小船越町 554 番 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建　諫早市手をつなぐこども支援棟 一棟（249.48 平方メートル）
（延床面積 498.96 平方メートルのうち 1 階　249.48 平方メートル（企業主導型保育事業諫早市手をつなぐつくしっ子保育園）を除く　2 階　249.48 平方メートル（諫早市手をつなぐつくしっ子及び諫早市手をつなぐ多機能型つくし）
(9)　長崎県諫早市小船越町554番6所在の宅地（1157.43平方メートル）に対して、諫早市手をつなぐこども支援棟 2階 諫早市手をつなぐつくしっ子及び諫早市手をつなぐ多機能型つくし敷地（493.72平方メートル）
地籍積算については、1階　企業主導型保育事業諫早市手をつなぐつくしっ子保育園併設のため建築面積（286.04平方メートル）を按分比率二分の一。外遊戯場（170.0平方メートル）並びに建築面積を減算して算出した敷地残地の二分の一を

加えて算定した地籍按分（663.71平方メートル）を除いた地籍

(10)　長崎県諫早市小船越町554番13所在の雑種地（1460.18平方メートル）

(11)　長崎県諫早市小船越町554番14所在の雑種地（173.31平方メートル）

(12)　長崎県諫早市小船越町 554 番地 2 所在の主である建物鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建ライフステーションつくし作業所 一棟（154.00 平方メートル)、附属建物 1.軽量鉄骨造スレートぶき平屋建物置 一棟（57.00 平方メートル)、附属建物２.木造スレートぶき平屋建作業所 一棟（18.80 平方メートル)、附属建物３.軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建作業所 一棟（29.21 平方メートル）

(13)　長崎県諫早市森山町唐比北字山王下 778 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　森山東小学童クラブ(保育所）一棟（158.65 平方メートル）

(14) 長崎県諫早市小船越町 1218 番 64 所在の宅地（38.09 平方メートル）及び、長崎県諫早市小船越町 1218 番 70 所在の宅地（125.15 平方メートル）共同生活援助施設敷地（163.24 平方メートル）

(15)　長崎県諫早市小船越町 1218 番地 70、同 1218 番地 64 所在の木造セメント瓦葺２階建共同生活援助施設 一棟（１階 82.81 平方メートル、２階 57.96 平方メートル）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第 46 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第39条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、諫早市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、諫早市長の承認は必要としない。

(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(3)　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第41条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとる。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第43条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第44条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第45条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第９章　公益を目的とする事業

（種別）

第46条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）　知的障害者のための啓発事業

（2）　日中一時支援事業

（3）　訪問型職場適応援助者による支援事業

（4）　企業主導型保育事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第10章　解散

（解散）

第47条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条　解散(合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章　定款の変更

（定款の変更）

第49条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、諫早市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を諫早市長に届け出なければならない。

第12章　公告の方法その他

（公告の方法）

第50条　この法人の公告は、社会福祉法人諫早市手をつなぐ育成会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第51条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　　小 島　龍一郎
理　事　　島　　源 治
理　事　　西 原　　英 麿
理　事　　嘉 村　　康 之
理　事　　囲　　円 治
理　事　　土 橋　ヒサ子
理　事　　音 淵　　光 司
理　事　　真 崎　　虎 作
理　事　　土 井　　昭 子
理　事　　岡 島　　啓 介
監　事　　宇 野　　康 行
監　事　　西 山　　勇

2　この定款は平成 10 年 8 月 25 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 11 年 6 月 4 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 11 年 9 月 3 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 12 年 11 月 13 日から施行する。
この定款は一部を施行し平成 13 年 7 月 24 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 14 年 12 月 20 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 16 年 1 月 30 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 16 年 6 月 28 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 18 年 8 月 7 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 18 年 9 月 5 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 19 年 1 月 26 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 19 年 7 月 24 日から施行する。
この定款は一部を改正し平成 19 年 11 月 19 日から施行する。
この定款は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。
この定款は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 8 月 22 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。
この定款は、令和 元 年 9 月 6 日から施行する。
この定款は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。
この定款は、令和 7 年 5 月　7 日から施行する。